

平川市豪雪対策本部からのお知らせ

1 除雪作業中の事故について 総務課 危機管理係 ☎55-5739

■除雪作業の際は事故防止に十分ご注意ください。

- ・事故に備え、2人以上で作業を行いましょ。
- ・安全な服装や装備で作業を行いましょ。
- ・除雪機は正しく安全に使用しましょ。
- ・無理な作業はせずに、十分に休憩を取いましょ。
- ・屋根雪の落雪に注意しましょ。
- ・融雪溝の使用後は、蓋をゆっくり閉めましょ。

2 市税等の減免について

■雪の被害で市税等の納付が困難な方について、減免等の対象となる場合があります。

- ・対象要件や申請方法等については、各担当へお問い合わせください。

項 目	担 当
固定資産税 個人住民税 国民健康保険税	税務課 収納係 ☎55-5884
後期高齢者医療保険料	税務課 国保係 ☎55-5328
介護保険料 介護サービス利用料	高齢介護課 介護保険係 ☎55-5862
国民年金保険料	市民課 市民係 ☎55-5309

3 罹災証明書の交付について 税務課 固定資産税係 ☎55-5368

■住家等に被害が生じた場合は罹災証明書を交付します。

- ・罹災証明書は、災害による住宅等の被害程度を証明する書類です。
- ・税金の減免や、各種融資の申請等の際に提出を求められる場合がありますので、必要な方は申請してください。
- ・申請後、市職員による現地調査により被害の程度を判定して証明書を交付します。

※全壊等で写真により被害の程度が判定可能な場合は、写真の確認をもって現地調査に代えることがあります。

(裏面へつづく)

■罹災証明書申請の際は次のとおり申請書類を提出してください。

- ・受付場所 平川市役所税務課固定資産税係（本庁舎2階）
尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、葛川支所
- ・必要書類 ①罹災証明書交付申請書（受付に配置）
②申請者の本人確認書類（運転免許証等）
※同一世帯家族以外が申請する場合は、委任状が必要です。（受付に配置）
③被害状況が確認できる写真
※被害を受けた建物の全景と被害を受けた部分をそれぞれ撮影してください。
片付けや修理前の被害状況を写真等で記録した上で早めの申請をお願いします。

4 農業被害対策事業について 農林課 生産振興係 ☎55-5718

■農業用融雪剤の購入経費に対し助成を行います。【市事業】

- ・12月1日から3月20日までに購入した農業用融雪剤の購入経費に対し、以下の内容で助成します。

対象作物等	補助額	補助上限袋数
果樹、高冷地野菜	300円/袋	2袋/10アール
農業用ハウス		2袋/100坪

■枝線農道の除雪作業に対し助成を行います。【市事業】

- ・1月1日から3月20日までに実施した農道除雪作業を実施する農業者、農業団体へ1kmあたり33,990円を助成します。

■無人航空機による融雪剤散布に対し助成を行います。【県事業】

- ・りんご園で散布請負業者が実施する、ドローン等の無人航空機を使用した融雪剤散布の請負経費に対し、3分の2を助成します。
- ・農協組合員の方は、最寄りの農協営農指導窓口で申込可能です。
※上記助成事業の事業詳細、申込方法、受付期間は平川市公式LINE等にて随時お知らせします。

5 幹線農道除雪対策について 農林課 生産振興係 ☎55-5718

■幹線農道除雪を実施します。

- ・対象となる幹線農道の除雪作業について、2月16日より順次実施します。
- ・実施の際、各地区農道組織の代表者へ事前に連絡します。